

○一関市まちづくりスタッフ会議設置要綱

(設置)

第1 市民と共に一関市総合計画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を進めるため、一関市まちづくりスタッフ会議（以下「スタッフ会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 スタッフ会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関する事項について、調査、研究を行うこと。
- (2) その他まちづくりに関し、調査、研究を行うこと。

(組織)

第3 スタッフ会議は、委員50人以内をもって組織する。

2 スタッフ会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4 スタッフ会議に議長及び副議長1人を置く。

- 2 議長は、委員の互選により選出し、副議長は議長が指名する。
- 3 議長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 スタッフ会議は、市長が招集する。

2 スタッフ会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第6 一関市総合計画基本構想に掲げるまちづくりの目標ごとに、調査、研究を行うため、スタッフ会議に部会を置く。

- 2 各部会は、部会員10人以内をもって組織する。
- 3 各部会に部会長及び副部会長1人を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する。ただし、スタッフ会議の議長及び副議長は、部会長、副部会長になることができない。
- 5 部会長は、部会別会議の議長となり、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を処理する。

7 各部会の名称は、別に定める。

(部会別会議)

第7 部会別会議は、部会長が招集する。

2 部会別会議は、部会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第8 スタッフ会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9 スタッフ会議の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。